

## 上口耕平オフィシャルメンバーズクラブ「UEGLAND」会員規約

### 第1条〈目的〉

上口耕平オフィシャルメンバーズクラブ「UEGLAND」（以下「当クラブ」と表記）は、上口耕平（以下「アーティスト」と表記）を応援する会員によって構成され、様々な活動を通じてアーティストを応援することを目的としています。

### 第2条〈運営主体〉

当クラブは、当クラブ事務局（以下「当事務局」と表記）が運営・管理しております。

### 第3条〈会員の定義〉

1 会員規約（以下「本規約」と表記）における会員とは、当事務局が別途定める方法にて入会申込みを行い、当事務局が入会を承認した方をいいます。

2 会員は、入会申込みの時点で、本規約の内容を承認しているものとみなします。

#### (1) 入会の条件

ア 入会の際に会員が申告するすべての項目に関して、虚偽の申告がないこと。

イ 法人ではなく個人であること。

ウ 同一個人で複数の会員登録をしていないこと。

エ 過去（入会申込みをした時点を含む）に本規約の違反等により、入会承認の取消し又は退会処分を受けていないこと。

#### (2) 入会の承認

ア 本規約に同意し、所定の手続に従って会費を入金することによって、入会のお申込みがされたものとみなします。

イ 当事務局は、入会申込者からの会費（年会費）の納付を確認した後、登録完了メールを申込者に送信します。このメールをもって入会の完了とします。

ウ 当事務局は、入会を承認した後であっても、入会の条件を満たしていないことが判明した場合、承認を取り消すことができるものとします。

### 第4条〈会員の特典〉

#### (1) 会員特典の内容

ア オフィシャルメンバーズサイトのアクセス権

イ グリーティングカードの送付

ウ メンバーズ限定イベントのご案内（不定期）

エ その他当事務局が定める特典

なお、上記特典は諸般の事情により事前の通知なく変更する場合があります。

#### (2) 会員特典の利用

会員は、当事務局が提供する会員特典（以下「サービス」と表記）を利用するために必要な

通信機器やソフトウェア、その他これらに付随して必要となるものを、自己の費用と責任において準備するものとします。また、その際に必要な手続は会員自身が行うものとします。設備不備により特典が利用できないことに関しては、当事務局は一切の責任を負いません。

#### 第5条〈会員への通知〉

- 1 当事務局から会員への通知は、メールや当事務局が運営・管理するサイトへの掲載、郵便・電話など、適宜の方法で行います。
- 2 当事務局からのメール配信は、会員自らが登録・変更をしたメールアドレス宛に配信します。メールアドレスの未登録・誤登録、設備不備等による不達について、当事務局は一切の責任を負いません。

#### 第6条〈会費等〉

- 1 年会費は3,000円（税込）とし、指定期日までに1年分の前払形式となります。期間途中でご入会いただいた場合も減額はございませんが、翌年1月以降にご入会いただいた場合は、年会費を半額（1,500円）とさせていただきます。
- 2 入金方法は当事務局が指定する方法にて行うものとします。

#### 第7条〈会員資格の有効期間〉

- 1 会員資格の有効期間は、6月1日から翌年5月31日の1年間とさせていただきます。1年ごとに年会費を追加入金することで会員資格を更新することができます。期間途中でご入会いただいた場合も、5月31日までとなります。
- 2 会員資格の更新を希望する会員は、指定期日までに次年度の年会費を所定の方法にて入金するものとし、入金が確認され次第、有効期間が1年間延長されるものとします。
- 3 会員が、有効期間の満了日後1ヶ月以内に次年度の年会費の入金手続を行った場合は、次年度の会員資格更新が認められるものとします。ただし、有効期間満了日後、会員資格更新手続が完了するまでの期間に、会員に発送された郵便物やメールは再送しないものとし、また会員はその間のオフィシャルメンバーズサイト内の会員限定ページへのアクセス権を失うものとします。
- 4 有効期間満了日から1ヶ月経過しても会員資格の更新手続を行わなかった者が、後に再度入会する場合は、新規会員として扱われ、入会申込手続を行わなければなりません。

#### 第8条〈会員番号及びパスワードについて〉

- 1 当事務局は、入会手続を完了した会員に会員番号とパスワードを付与します。会員は、自己責任のもとこれらを管理・保管するものとし、管理不十分により発生した損害について、当事務局は一切の責任を負いません。
- 2 会員資格を他人に転売・貸与・譲渡することはできません。

## 第9条〈変更の届出〉

会員は、住所及び電話番号等、当事務局への申告内容に変更があった場合は、速やかに当事務局へ所定の方法で変更の届出をするものとします。変更届出が遅れたことによる郵便物やメールの不達、サービスが受けられないなどの不利益について、当事務局は一切その責任を負いません。

## 第10条〈禁止事項〉

会員は、自ら又は第三者を通じて以下の行為をしてはなりません。

- (1) 当クラブを通じて入手したすべてのデータ、情報、文章、音、映像、画像、イラスト、パスワード等（以下、総称して「データ等」と表記）を、著作権法で定められた私的利用の範囲を超えて、複製、掲載、販売、出版、送信可能化等のために利用する行為（当事務局より提供されるすべてのデータ等の著作権・著作隣接権・肖像権その他一切の権利は、当事務局またはアーティストもしくは原著作者に帰属します）。
- (2) 当事務局から会員へ告知する情報・データ等を転載する行為、及び会員以外の第三者へ漏洩する行為。
- (3) 他の会員、アーティスト及び当事務局を含む第三者の財産権、プライバシー権又は肖像権等を侵害、又は侵害するおそれのある行為。
- (4) 他の会員、アーティスト及び当事務局を含む第三者を誹謗中傷し、その名誉又は信用を毀損、又はそのおそれを生じさせる行為。
- (5) 会員としての資格に基づき有する権利、チケット及びグッズ等を営利目的にて第三者に転売、譲渡する行為。
- (6) 法令または公序良俗に違反する行為、メンバーとしての品位を欠く行為。
- (7) その他本条各号に準ずるものとして当事務局が不適切と判断する行為

## 第11条〈会員資格の喪失〉

1 会員が当クラブを退会する場合は、次のとおりとします。

- (1) 会員は当クラブからの退会を希望する場合、所定の方法にて当事務局に連絡するものとします。
- (2) 当クラブは、会員が退会するにあたり、会員が既に入金した会費及び当クラブのサービスの利用料等の返還は一切行わないものとします。

2 会員が本規約に違反した場合、当クラブは事前に通知することなく会員を強制退会処分とすることができます。この場合、入会金や年会費等は一切返還いたしません。また、退会処分とされた会員は、損害賠償請求等の権利行使はできないものとします。

## 第12条〈一時的なサービス提供の中断〉

1 当事務局は、以下のいずれかの事由が生じた場合、会員に事前に通知することなく、一時的にサービスの一部を中断することができるものとします。

- (1) システムの保守点検を行う場合
- (2) 地震、噴火、洪水、津波等の天災、火災、停電、戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等の非常事態によりサービスの提供ができなくなった場合
- (3) その他、当事務局が一時的な中断が必要と合理的に判断した場合

#### 第13条〈免責条項〉

- 1 アーティスト及びその所属事務所は、当クラブのサービスに関して会員に生じた損害についていかなる責任も負わないものとします。
- 2 当事務局は、アーティストの疾病や事故、法令、行政指導、監督官庁の指導、天災、火災、停電、社会情勢の変化等の不可効力によりサービスを提供することができない場合には、サービス提供に関する責任を負いません。
- 3 日時が指定されたチケットなどの郵便物を、指定された住所に発送したにもかかわらず不在等の理由で受け取らないまま日時を過ぎた場合は、すべて無効となり、代金の返還はいたしません。

#### 第14条〈個人情報保護〉

- 1 会員の個人情報を、第三者に対して開示することはいたしません。但し、次のいずれかに該当する場合はその限りではありません。
  - (1) 会員の同意がある場合
  - (2) 法令等により開示を求められた場合

#### 第15条〈紛争の解決について〉

- 1 当クラブの運営に関して、本規約により解決できない問題が生じた場合には、当事務局と会員との間で誠意をもって協議し、これを解決するものとします。
- 2 前項の協議によっても解決されず、裁判上の紛争にまで発展した場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第16条〈会員規約の変更等〉

本規約は、いつでも当事務局により制定改廃を含む規約・サービスの変更を行うことができます。変更事項は当サイトに記載して告知します。

附則 本規約は2016年4月6日に制定され、同年5月22日以降実施されます。